

です。国保の健全な運営のために、日ごろから健康に気を付けましょう。

保険税を納めましょう

国保加入者のみなさんは、医療費の一部を負担するだけで医療を受けられます。そして、残りの医療費は、国保で負担しています。

国保財政を支えているのは皆さんの国保税です。一人でも保険税を納めない人がいると、ほかの人の負担が重くなることに。

国保はみなさんが保険税を出し合って成り立っている制度です。誰もが安心してお医者さんにかかることができるように、国保の安定した運営のため、保険税をきちんと納めましょう。

医療費を大切に

日常生活のなかで私たちにできることは、食事・運動・休養に気を配り、健康的な生活を送ることです。

そうすることで、生活習慣病が予防でき、結果的に医療費の節約につながります。くわしくは、国保の窓口までお問い合わせください。



食
事、運動、休養
から日ごろに
気を配ろう

国保のお知らせ

国民健康保険高齢受給者証の更新について

国民健康保険で医療を受ける

70歳以上の方（老人医療受給者は除く）には、個人単位で「高齢受給者証」が交付され、病院

での窓口負担額が1割になります。一定以上の所得（課税所得が145万円以上）がある人の

自己負担は2割（平成18年10月からは3割）となります。注（※）

この受給者証は前年度の所得に応じて負担割合が見直されるため、1年ごとに更新が必要

になります。該当している方には、7月下旬に郵送で新しい高齢受給者証を交付しますので、

届きましたら記載内容に間違いがないか確認してください。また、医療機関で受診するときは、必ず保険証と一緒に窓口

に提示してください。

入院したときの食事代について

入院したときの食事代は、定

額自己負担となりますが、町民税非課税世帯の方は、申請

によって認められれば食事代減額の認定を受けることができます。

認定をお受けになりたい方は、手続きをお願いします。

手続場所

保健福祉センターなわ内

福祉保健課

中山支所 福祉課

大山支所 福祉課

持参するもの

保険証、印鑑、老人保健法医

療受給者証（老人医療受給者の

方のみ）

◎国民健康保険に加入しておら

れる方、また老人医療受給者の

方で、入院されている方（町民

税非課税世帯）のうち、認定証

の交付を受けておられない場合

は、福祉保健課又は各支所にご

相談ください。

※同一世帯に、一定以上の所得がある

70歳以上の人、または一定以上の所得

がある老人保健で医療を受ける人がい

る場合も2割負担となります。

お問い合わせは…

大山町福祉保健課 TEL (0859) - 54 - 5207

大山町福祉課 (中山支所) TEL (0858) - 58 - 6112

大山町福祉課 (大山支所) TEL (0859) - 53 - 3136